

浜長保険センター安全だより

令和8年1月13日

浜長保険センター 第109号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



ご家族お揃いで、穏やかな初春をお迎えのことと存じます。

巳から午(うま)にバトンタッチされました。午は十二支の7番目にあたり、古来より俊敏さ・勇気・行動力の象徴とされてきました。
「馬九行く(うまくいく)の語呂合わせて、物事が上手くいく縁起の良い年とされています。

本年も変わらずご愛顧を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



テレビ、新聞などの報道により、今春から自転車の交通違反に対する交通反則切符(青切符)制度が導入されることについて、ご存じの方も多いかと思います。

この反則制度について、「浜長保険センター安全だより」の昨年に一部、お届けしていますが、道路を安全に通行して頂くためにも自転車の交通ルールを含めて、3回に分けてお届けします。

概要

交通反則通告制度は、いわゆる「青切符」制度といわれ、自動車の交通違反に使われている違反処理方法ですが、**自転車には導入されていませんでした**。これまで**自転車の交通違反が検挙されると、いわゆる「赤切符」等により刑事手続きによる処理が行われていました。**

刑事手続きは、警察の捜査を経て、検察官が起訴・不起訴の判断を行い、

起訴されますと裁判を受けることになり、その結果、有罪になると罰金など、前科がつくことになります。

青切符が導入されますと、時間的・手続的な負担が軽減され、違反者に前科がつくこともありません。



自転車への交通反則通告制度 青切符 の導入

自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。



青切符が交付され、反則金を納付すれば手続終了 ⇒ **前科はつきません。**

重大な違反や違反により実際に交通事故を発生させたとき ⇒ **赤切符等による刑事手続**

令和8年4月1日から適用

取締り対象年齢 16歳以上

対象の違反行為 100種類以上

【交通反則通告制度とは】

反則行為をした 16 歳以上の者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行することなく、その反則行為に係る事件について起訴されないという制度をいいます。

【刑事手続とは】

犯人を明らかにして犯罪の事実を特定し、科すべき刑罰を定める手続であり、警察が行った犯罪捜査の結果を検察官に引き継ぐ送致、検察官による起訴・不起訴の判断や裁判を含めた一連の手続をいいます。自転車の交通違反について、反則行為に該当しない場合には、検挙されると刑事手続によって処理されます。

【青切符とは】

正式には、「交通反則告知書」と呼ばれ、反則行為となるべき事実の要旨等が記載されており、違反者に交付されます。16 歳以上の者が転車で反則行為を行ったときは、この青切符による処理が行われることになります。

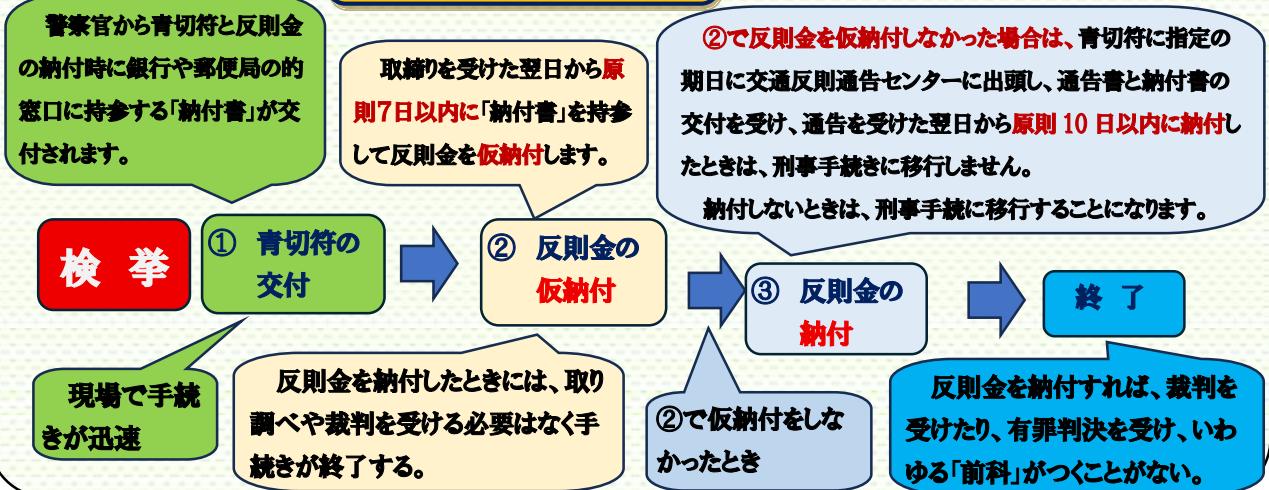
【赤切符とは】

正式には、「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式」といい、交通違反について特例的に使用される簡易な形式の検査書類をいいます。反則行為に該当しない自転車の重大な違反をしたときは、通常、この赤切符を用いて、刑事手続きにより処理されます。

【反則行為(はんそくこうい)とは】

一時停止違反や信号無視、速度超過など比較的軽微な交通違反のことで、これらを犯した場合は「交通反則通告制度(青切符)」が適用され、反則金を支払うことでの刑事罰を避け、事件を処理できる制度です。無免許運転や飲酒運転など悪質な違反は反則行為に当たらず、「赤切符」が交付され、刑事手続きで罰則が適用されます。

青切符の導入後の流れ



青切符ではなく、刑事手続きによる処理が行われる場合



1 重大な違反(反則行為の対象外の違反)をしたとき

(1) 酒酔い運転(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為)
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科されます。



(2) 酒気帯び運転(血中0.3mg/ml、又は呼気中0.15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為)
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。

3 妨害運転

自転車も、いわゆる「あおり運転」が禁止されています。他の車両の通行を妨害する目的で急ブレーキや急な割り込み、幅寄せ、蛇行運転等の妨害運転は、原則として3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

(4) 携帯電話使用等(交通の危険)(携帯電話・スマートフォン等を使用して、歩行者の通行を妨害するなどして実際に交通の危険を生じさせる行為)

など重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。



2 交通事故を起こしたとき

反則行為を行い、これを原因とする交通事故を起こした場合はこれまでと同様、刑事手続きにより処理されます。

3 住所や氏名を明らかにしないとき、また逃亡したとき

反則行為をして、警察官に検挙された際、現場において自己の住所・氏名を明らかにしないとき、又はその場から逃亡したときは、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。

4 反則行為の成否について争うとき

反則行為をしたとして検挙されたが、反則行為をしていないとして、その違反の成立を争うことができます。

その場合は、反則金を納付せず、刑事手続きに移行します。

2月号は、自転車の基本的な交通ルールについて、詳しくお届けします。



～「スマホ見ず イヤホン外して 安全運転」～